

社会福祉法人正覚会 デイサービスことりの杜
指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕事業運営規定

第1章 目的及び運営方針等

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正覚会が開設するデイサービスことりの杜(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所介護相当サービス事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。指定予防通所介護相当サービス事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の提供に当たって、利用者の処遇に直接かわる者は事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス ことりの杜
- (2) 所在地 群馬県高崎市下小鳥町 1234-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(生活相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護従業者

①生活相談員 1人以上(兼務)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。

②介護職員 1人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

利用者が定員に満たない場合は提供時間数に応じて、次の数の介護職員を配置する

- 1.利用者の数が15人までは1名以上、
- 2.利用者の数が16人以上は、15人を超える部分の利用者を5で除した数に1を加えた数以上

③機能訓練指導員 1人以上(併設事業所と兼務できる)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

④看護職員 1人以上(併設事業所等と兼務できる)

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。訪問看護ステーション等と連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たすものとする。

⑤栄養職員 1人以上(併設事業所等と兼務できる)

栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:00～16:30とする。
- (3) サービス提供時間 8:30～16:30までとする。

(指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、50名とする。

(指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の内容)

第8条 指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス

(8)グループ活動(介護予防) など

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

- 2 指定予防通所介護相当サービス事業を提供した場合の利用料の額は、「高崎市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」(以下「算定基準要領」という。)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。
- 3 次の条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、1キロあたり100円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、600円を徴収する。
- 5 おむつ代については、1枚100円を徴収する。
- 6 その他、指定通所介護[指定予防通所介護相当サービス事業]において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 指定通所介護[指定予防通所介護相当サービス事業]の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書または電磁的記録で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書または電磁的記録を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書または電磁的記録で説明した上で、支払いに同意する旨の文書または電磁的記録を受けるものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護[指定予防通所介護相当サービス事業]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護[指定予防通所介護相当サービス事業]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の指定通所介護事業の実施地域は、高崎市(吉井地域、新町地域をのぞく)、もしくは片道10km、20分以内の区域とする。

- 2 通常の指定予防通所介護相当サービス事業の実施地域は、高崎市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護[指定予防通所介護相当サービス事業]の提供を受ける際には、医師の診断

や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 従業者は、指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定予防通所介護相当サービス事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用もできる）を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備。
 - (3) 従業者に対する、虐待の防止のための研修の実施。
 - (4) (1)～(3)の措置を適切に実施するために、身体拘束虐待防止委員会の委員長が担当を担う。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 事故防止研修、感染食中毒防止研修、災害対策研修、虐待防止研修、認知症介護研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所介護相当サービス事業〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。その方法は文書または電磁的記録によっておこなう。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正覚会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

改定 令和3年4月1日

改定 令和5年9月1日

改定 令和5年12月1日 第18条4の変更

別表1 その他の費用

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	600円	
日常生活費	150円/日	タオル、ナイロンタオル等、嗜好品類
教養娯楽費	50円/日	
理美容代	実費	理美容申込書に記載
行事食	実費	
紙パンツ	1枚 100円	
オムツ代	1枚 100円	
尿とりパット代	1枚 50円	

